

# 認知症対応型共同生活介護 食事単価契約に係る選定に関する仕様書

社会福祉法人老後を幸せにする会（以下「甲」という）と認知症対応型共同生活介護食事単価契約による委託事業者（以下「乙」という）との食事提供に関する仕様書の内容を次のとおり定めます。

## 1 業務名

認知症対応型共同生活介護食事単価契約

## 2 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

ただし、甲の事業に変更がある場合に限り契約内容を変更できるものとする

## 3 対象施設及び利用者定員数

グループホーム奥沢・共愛 18名

東京都世田谷区奥沢7-50-13

## 4 業務内容

以下の内容については、食品衛生法など食事提供業務に関する法令に準じた対応を行うこと。

### (1) 提供内容

昼食の総菜の調理及び配達

### (2) 提供日

365日

### (3) 発注

① 発注期限については、甲乙双方協議の上決定すること

② ①で決定した期限以降に発生した発注変更は甲が負担する。  
ただし、乙が許容できるのであればその限りではない

③ 3に掲げる事業所から個別にイベント等で昼食を停止・  
変更する場合は、2週間前までに乙へ通知する。乙はその求め  
に応じること

### (4) 内容

① 高齢者施設の特性を踏まえた内容とすること

② 副食・副菜としての総菜を用意すること。

③ 栄養バランス、食事満足度向上を目標に献立を作成すること

④ 献立表に基づいた適正な調理を行うこと

⑤ カロリー制限、ソフト食など利用者にあった食事が提供できるように形態変更の対応を可能な限り行うこと

⑥ 冷凍もしくは冷蔵でも可とする。ただし、事前に甲の許可を得ること。

⑦ 冷蔵・冷凍の場合は、リース又はレンタル等でのスチーマー等を用意すること

(5) 食事配達

- ① 配送日時は甲の事業に支障がない時間帯で行うこと
- ② 配送においては衛生面に配慮した対応を行うこと
- ③ 配達時には甲乙双方で発注内容の確認を行うこと

(6) その他

業務内容の変更を求める場合には、協議の上実施時期を決定すること

5 個人情報 の 適正 管理

- (1) 乙は、本契約の履行にあたって知り得た喫食者に係る個人情報を外部に漏らしてはならず、本契約終了後も同様とする
- (2) 乙は、本契約の履行にあたって甲より提供された喫食者の個人情報を別紙3「個人情報保護に関する特記事項」に基づき、適正に管理しなければならない

6 再委託 の 禁止

乙は、業務の一部又は全部を他の事業者 に再委託をしてはならない。ただし、乙の事業が調理・管理・配達 の仲介を行っている場合や緊急時の代行業者による食事提供の場合はこの限りではない。なお仲介を行っている場合は、必ず甲に対し事前に説明を行うこと。また緊急時の対応の際には、その経緯を説明すること。

7 その他

- (1) 乙の事業所内で食中毒等の事故が発生した場合には速やかに甲に報告しなければならない。
- (2) 乙が提供する食事において、食中毒等の事故により甲または甲のサービスを利用する方に被害が出た場合、その損害分を賠償しなければならない。

## 個人情報保護に関する特記事項

## 1 定義

契約における「個人情報」とは、乙が受託業務を遂行するにあたって甲より預託された又は知り得た喫食者に関する情報（氏名、年齢、傷病名、嗜好等）であって、当該情報に含まれる氏名、年齢などによって個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合する事ができ、それによって個人を識別できるものを含む）をいう。

## 2 目的外利用の禁止

乙は、食事提供業務を受託するに当たって、甲から提供された喫食者の個人情報（以下喫食者情報という）を、甲から受託した業務達成のみ使用するものとし、この目的の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。ただし、以下に定める場合で、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

- ① 本人の同意がある場合
- ② 法令に基づく場合
- ③ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難な場合
- ④ 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ⑤ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力をする必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

## 3 安全管理義務

乙は、喫食者情報を適正に管理し、保持する義務を負う。

## 4 従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行う。

## 5 複写、複製の禁止

乙は、喫食者情報について複写、複製をしてはならない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合に限り、甲の承諾した数量のみ複写、複製することができる。

## 6 喫食者情報の返却及び消去

- (1) 乙は、甲からの申し出があった場合、もしくは本契約終了後、乙

に喫食者情報の保持の必要がなくなったときは、喫食者情報（それらの複製物及び改変物を含む）を甲へ直ちに返却する、または乙の責任のもとにこれを廃棄しなければならない。

(2) 乙は個人情報を廃棄する場合には、裁断するなどして個人情報を復元できない形にして廃棄しなければならない。

## 7 履行状況の点検

甲は、必要に応じて乙の件特記事項の履行状況について点検を点検することができる。

## 8 報告義務

乙は、個人情報の漏洩等（盗難、紛失、棄損、改ざん、滅失）の事故が乙において発生した場合または発生の可能性が高いと判断した場合、直ちに甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

## 9 損害賠償

乙は、乙の役員及び従業員が喫食者情報を漏洩し、又は不正使し、これにより甲に損害を与えた場合は、甲の損害賠償請求に応じなければならない。

## 10 存続期間

本件特記事項の存続期間は、本件委託契約の存続期間と同一とする。

### 11 義務の存続

個人情報の返却及び消去・報告義務は、本件委託契約終了後も残存するものとする。

### 12 別途協議

本件特記事項に定めのない事項については、甲乙協議して決定する。